

日本学術振興会ワーキングチームの 役割に関する資料

- 1. 文部科学省政策評価に関する有識者会議における総会・分科会・
WTの役割分担等について
(平成27年4月28日 大臣官房政策課評価室)

..... 1

- 2. 政策評価に関する有識者会議の体制

..... 2

- 3. ワーキングチームにおける審議項目

..... 3

平成27年4月28日
大臣官房政策課評価室

文部科学省政策評価に関する有識者会議における
総会・分科会・WTの役割分担等について

政策評価に関する有識者会議の運営に関し、総会・分科会・WTの役割分担等については、下記のとおりとする。

【総会】

政策評価に関する基本計画や翌年度の政策評価に関する実施計画等について助言を得る。

【分科会】

各局課が作成する事後評価結果や行政事業レビューシート、独立行政法人の自己評価結果等を踏まえ、

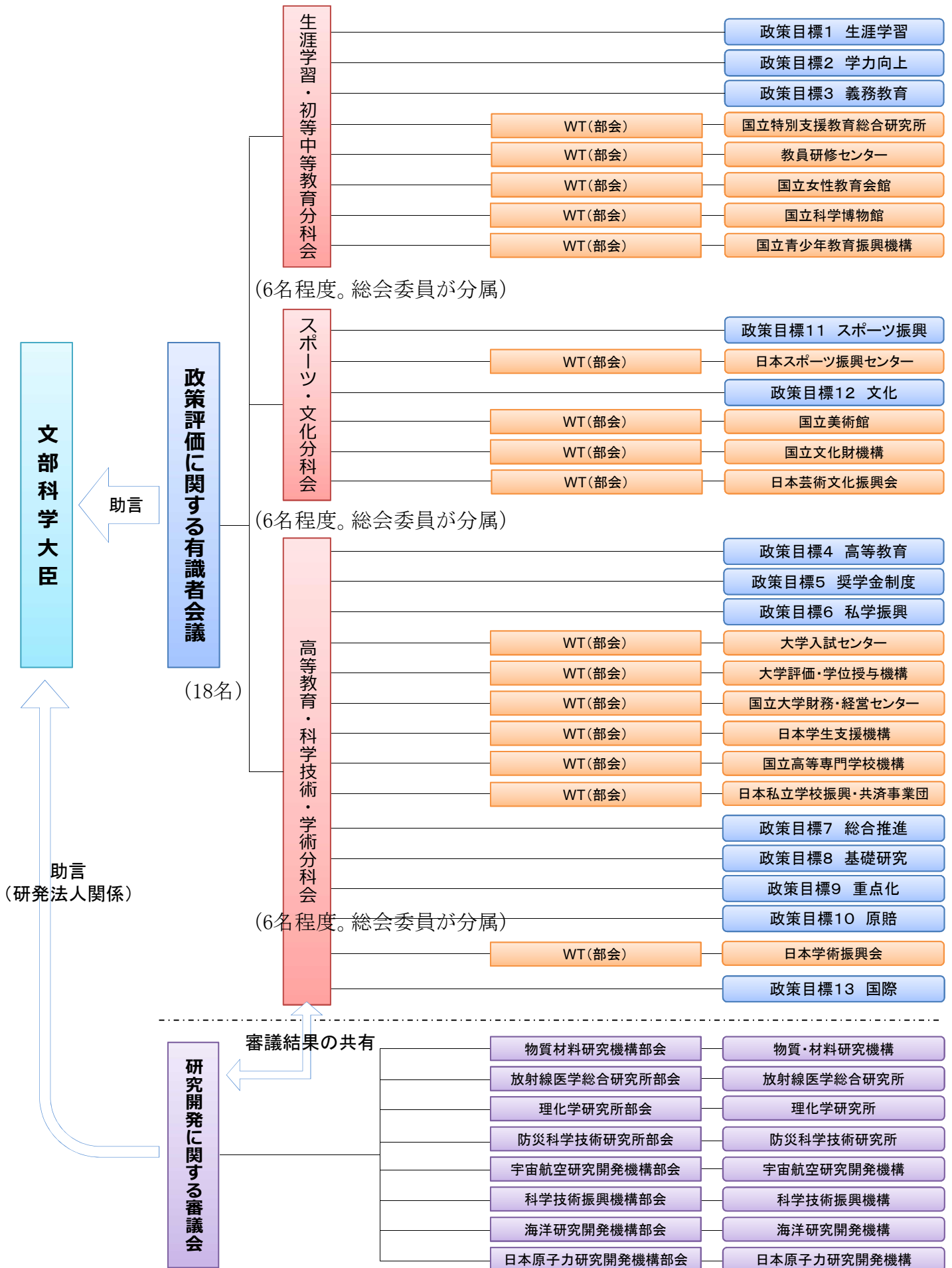
- ・ 施策の目的や目標が明確になっているか
- ・ 政策目標・施策目標と事業等との整合性や類似事業との適切な役割分担が確保されているか
- ・ 予算以外の手段との効果的な組み合わせが図られているか

などの観点から、施策単位でのPDCAサイクルが適切に実現されているか助言を得る。

その際、必要に応じて、行政事業レビューシートや独立行政法人の自己評価結果等を参考資料として用いることとする。

【WT】

中期目標管理法人の評価等について助言を得る。



ワーキングチームにおける審議項目

事項	旧制度		現制度	有識者への意見聴取を×不要とする理由（改正通則法の逐条解説より抜粋）
	通則法上の規定	議決権		
中期目標の策定についての意見	第29条第3項	委員会	○	
中期目標の変更についての意見	第29条第3項	委員会	○	
中期計画の認可についての意見	第30条第3項	委員会	○	
中期計画の変更の認可についての意見	第30条第3項	委員会	○	
各事業年度の評価	第32条第1項	委員会	○	
各事業年度の評価後の勧告	第32条第3項	委員会	○	
中期目標期間の評価	第34条第1項	委員会	○	
中期目標期間の評価後の勧告	第34条第3項	委員会	○	
中期目標期間終了時の所要の措置についての意見	第35条第2項	委員会	○	
業務方法書の認可についての意見	第28条第3項	部会	×	
業務方法書の変更の認可についての意見	第28条第3項	部会	×	
財務諸表の承認についての意見	第38条第3項	分科会	×	独立行政法人の財務諸表の承認に係る事務については、その真実性・適正性を中心にした審査事務であり、また、独立行政法人においては監事あるいは会計監査人による監査を受けることとされているところでもあることから、中期目標や中期目標期間の業務実績評価を点検する委員会が意見を述べる場合は実質的に想定し難い。したがって、財務諸表の承認の際における委員会への意見聴取は行わないものとする。
剰余金の使途の承認についての意見	第44条第4項	部会	×	今回の独立行政法人改革においては、法人を政策の実施機関と位置付けるとともに、評価主体の見直しや是正命令の導入など政策の責任主体である主務大臣の役割を強化することとしている。 また、新たに設置される委員会は、現在の政独委と異なり、個別の業務内容に踏み込んで自ら「二次評価」を行うのではなく、主務大臣による目標設定や中期目標期間の業績評価等について点検することを目的としており、各主務大臣の個別の処分等の適否について意見を述べる枠組みとはなっていない。 このほか、 ・これまでの経験により、処分等を行うに当たってのノウハウは相当程度蓄積されていること ・財産関係の認可等については財務大臣との協議が必要とされており主務大臣以外の第三者の立場からのチェックが行われていること等を踏まえ、通則法において、主務大臣が処分等を行うに当たって第三者機関の意見を聴く旨の規定はすべて削除し、政策の責任主体である主務大臣が、必要な関係行政機関との協議を行いつつ自ら判断することを明確にしたものである したがって、財産関係の認可等の際における委員会への意見聴取は行わないものとする。
短期借入金限度額を超えた借入及び短期借入金の借換についての意見	第45条第4項	部会	×	
不要財産に係る国庫納付等の認可についての意見	第46条の2第5項	部会	×	
不要財産に係る民間等出資の払戻しの請求ができる旨の催告の認可についての意見	第46条の3第6項	部会	×	
不要財産以外の重要財産を譲渡又は担保に供しようとするものの認可についての意見	第48条第2項	部会	×	
役員の報酬及び退職手当の支給基準についての意見	第53条第2項 第62条第1項	委員会	×	今般の制度改正により、これまで各府省評価委員会が担っていた評価を主務大臣自らが行うこととなったことに伴い、旧法第53条に規定する役員報酬等基準の各府省評価委員会への通知義務等を削除することとした。
積立金の処分についての意見	個別法規定事項	部会	×	・これまでの経験により、処分等を行うに当たってのノウハウは相当程度蓄積されていること ・財産関係の認可等については財務大臣との協議が必要とされており主務大臣以外の第三者の立場からのチェックが行われていること等を踏まえ、通則法において、主務大臣が処分等を行うに当たって第三者機関の意見を聴く旨の規定はすべて削除し、政策の責任主体である主務大臣が、必要な関係行政機関との協議を行いつつ自ら判断することを明確にしたものである したがって、財産関係の認可等の際における委員会への意見聴取は行わないものとする。
長期借入金及び債券発行の認可についての意見	個別法規定事項	部会	×	
長期借入金及び債券の償還計画の認可についての意見	個別法規定事項	部会	×	
役員退職時の業績勘案率に係る評価	各独法等役員退職規程規定事項	分科会	×	今般の制度改正により、これまで各府省評価委員会が担っていた評価を主務大臣自らが行うこととなったことに伴い、旧法第53条に規定する役員報酬等基準の各府省評価委員会への通知義務等を削除することとした。